

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の3の表に次のように加える。

4号棟事業用専用区画	1月につき	6,081,060円
------------	-------	------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

沖縄 I T 津梁パーク施設内に新たな企業集積施設を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。